

改善報告書

令和3年7月26日

1. 大学名：秋田看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：平成30年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学則及び教授会運営規程において校務に関する最終的な決定権が理事長にあると規定していることから、学校教育法の趣旨に鑑み、学長を中心とした教学マネジメントの機能性を担保するため、実態に即して校務に関する決定権者が学長であることを明確にするよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

私立学校においては、経営の主体は法人格を有する学校法人であり、したがって、入学者である生徒や学生との入学契約を締結する主体は、その設置した学校ではなく、学校法人自体である。すなわち、入学契約は、学校法人と入学者との間の契約になる。

ところで、学校法人を代表するのは、理事長(私立学校法第37条)であり、学長ではない。すなわち、理事長の行為のみが法人の行為とされるのであって、単に学長は、理事長の指揮命令を受ける学校法人との雇用契約に基づく被用者に他ならないのである。もし学長が、入学契約を締結するとすれば、学長は学校法人の代表者ではなく代表権を有していないから、理事長から代理権を授与される必要がある。

また、学校教育法自体は学校教育に関する一般法であり、学校法人については、学校教育法の特別法である私立学校法が、一般法である学校教育法よりも優先的に適用される。

理事長は、私立学校法第37条第1項によれば、学校法人の業務(教務)を総理することになっており、国立大学法人等と違って、当然に、学長には校務に関する決定権はない。

評価報告書では、校務に関する決定権者が学長とあるが、それは明らかな誤りである。

なお、私立学校においては、業務に対する最終決定権は、理事会にある(私立学校法第36条第2項)。

よって、本学の教学マネジメントは、適切に機能している。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目4-1の資料

・なし

改善報告書

令和3年7月26日

1. 大学名：秋田看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：平成30年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-4

○平成19(2007)年2月に文部科学省から通知された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費に関する諸規則を整備の上、管理体制を構築するよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-4について

令和元年6月5日に「秋田看護福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱」を制定し、この要綱に基づき管理体制の構築を行なった。毎年、全教職員を対象に研究倫理・コンプライアンス教育を実施しており、従来から制定されていた「秋田看護福祉大学科研費取扱要領」を含め、周知徹底・意識向上を図っている。「研究倫理・コンプライアンス教育」は、令和元年度は7回、令和2年度は6回開催しており、対象者は全員出席した。出席者の理解度を常に確認し、理解度が不足していると思われる場合は、再度、説明することになるが、今までそのようなことはなく、今後も内容の充実を図っていききたい。なお、同要綱は本学ホームページにも掲載している。

以上の対応により、適切に機能しており、問題は発生していない。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-4の資料

- ・秋田看護福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する要綱

改善報告書

令和3年7月26日

1. 大学名：秋田看護福祉大学

2. 認証評価実施年度：平成30年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○大学の校務に関する決定権が理事長にあり、本来は校務の決定権を持つ学長と理事長とのガバナンス体制と相互のチェック機能が不明瞭なため、学長の権限等を規則上で明確にし、内部質保証がより機能するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

私立学校においては、経営の主体は法人格を有する学校法人であり、したがって、入学者である生徒や学生との入学契約を締結する主体は、その設置した学校ではなく、学校法人自体である。すなわち、入学契約は、学校法人と入学者との間の契約になる。

ところで、学校法人を代表するのは、理事長(私立学校法第37条)であり、学長ではない。すなわち、理事長の行為のみが法人の行為とされるのであって、単に学長は、理事長の指揮命令を受ける学校法人との雇用契約に基づく被用者に他ならないのである。

学長は、学校法人の代表者ではないから、学校法人の業務の一部である秋田看護福祉大学の教務についてのみ、理事長から代理権を授与されている。

代理権の授与については契約自由の原則(方式の自由)により、書面(規則等)を必要としない。

なお、学長の職務と権限については、「学校法人ノースアジア大学組織規程」第18条1項に「理事長の命を受けて、校務をつかさどり所属職員を統督する」と明確に明示されている。

理事長は本法人組織規程に基づき、学長が秋田看護福祉大学の校務について適切に運用しているかどうかを、朝会等の口頭による報告と文書による決裁を通して細目にチェックしており、必要に応じて学長に指示する体制が構築されている。

ガバナンスという点においては、理事長は理事会の指揮監督を受ける。理事長は理事会によって任命され、理事会の業務執行決定を受け、その執行をする。

また、理事長は、業務執行についても監事の監査を受けるだけでなく、本学では外部公認会計士3名によって、のべ年100日間にも及ぶ会計・業務監査を受けている。加えて、仮に理事長に違法ないし不当な業務執行があれば、評議員会が、その事実を理事長に対する監査監督機関である理事会または監事に通報するなど監視機能をはたしている。

よって、ガバナンス体制とチェック機能は何ら問題なく、適切に内部質保証が機能し

ている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6-3の資料

・なし

○秋田看護福祉大学における研究活動上の不正行為 の防止及び対応に関する要綱

令和元年6月5日
制定

改正 令和2年3月27日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田看護福祉大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「研究活動上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) 前3号以外の研究活動上の不適切な行為であって、社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

2 この要綱において「研究者」とは、学校法人ノースアジア大学に雇用されている者及び本学の施設や設備を利用している者のうち、研究活動に従事している者又は携わる者をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、研究終

了後5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 理事長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(総括管理責任者)

第5条 学長は、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 理事長は、研究者に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、学部長を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、当該学部²に所属する研究者に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第7条 研究活動上の不正行為に関する告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、法人統括部人事課に受付窓口（以下「告発窓口」という。）を置く。告発窓口は、掲示又はホームページへの掲載等によって周知するものとする。

(告発の受付体制)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 匿名による告発については、原則としてこれを受け付けない。ただし、告発の内容によっては、理事長と協議の上受け付けることがある。

4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、理事長に報告するものとする。理事長は、当該告発に係る研究者の所属長等に、その内容を通知するものとする。

- 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、理事長はこれを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、理事長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、理事長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第10条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第11条 この要綱に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 理事長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの

秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 理事長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 告発の処理に関係する者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第12条 理事長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 理事長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を科すことができる。
- 4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第13条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 理事長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を科すことができる。
- 3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第14条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この要綱において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 理事長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 理事長は、前項の処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第15条 第8条に基づく告発があった場合又は理事長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査担当者は3名とし、理事長が指名する。
- 3 予備調査担当者は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査担当者は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査担当者は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第17条 予備調査担当者は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則30日以内に、予備調査結果を理事長に報告する。

- 2 理事長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 理事長は、本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 理事長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 理事長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配

分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査チームの設置)

第18条 理事長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査チームを設置する。

2 調査チーム員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査チーム員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査チーム員は、次の各号に掲げる者とし、理事長が決定する。

(1) 研究分野の知見を有する者 1名

(2) 職員の中から理事長が指名した者 1名

(3) 法律、会計又は研究活動の不正防止に関して知識を有する外部有識者 2名以上

(本調査の通知)

第19条 理事長は、調査チームを設置したときは、調査チーム員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、理事長に対して調査チーム員に関する異議を申し立てることができる。

3 理事長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査チーム員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査チームは、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査チームは、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査チームは、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査チームは、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査チームは、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査チームがその必要性

を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査チームの本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査チームの判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査チームは、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査チームは、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

- 3 調査チームは、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 調査チームは、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、理事長の承認を経て、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査チームは、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 調査チームの本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第26条 調査チームは、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、原則150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して理事長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査チームは、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査チームは、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、理事長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 調査チームは、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査チームは、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査チームは、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第28条 理事長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 理事長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 理事長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第29条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査チームに対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査チームが行う。理事長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査チーム員の交代若しくは追加、又は調査チームに代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査チームの構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査チーム員は、第18条第2項及び第3項に準じて指名する。

5 調査チームは、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査チームが判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査チームは、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

7 理事長は、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知し、被告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第30条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査チームは、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査チームは、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査チームは、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査チームは、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して理事長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 理事長は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第31条 理事長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査チーム員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査チーム員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 理事長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏

名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査チーム員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第32条 理事長は、本調査を行うことを決定したときから調査チームの調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 理事長は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 理事長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 理事長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を理事長に行わなければならない。

3 理事長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 理事長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。²また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 理事長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第36条 理事長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸

規程に従って、処分を科すものとする。

- 2 理事長は、前項の処分が科されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第37条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、理事長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。

- 2 理事長は、当該不正行為に関係する研究者の所属長に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
- 3 理事長は、前2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

(委任)

第38条 理事長は、本則中に理事長の権限と定められた事項につき、その一部を一定の基準と方針を定めて学長に委任することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。